

仙台市屋外広告物条例に係る
取扱い事例集

目次

I. 許可の手続きについて

1. 申請書及び添付書類
2. 変更許可
3. 手数料
4. 適用除外
5. その他

II. 許可基準について

1. 禁止地域
2. 表示面積
3. その他

I. 許可の手続きについて

1. 申請書及び添付書類

I-1-1	他の法令の規定により必要とされる許可の確認について	
[疑義] 屋外広告物の許可申請にあたり、建築基準法による工作物の確認申請を確認する必要があるか。		

[考え方]

屋外広告物の許可は、工作物の確認申請での対象法令になっている。このため、屋外広告物の許可申請者は、工作物の確認申請の審査終了に先立って許可を受けることとなる。

なお個々の確認申請にあたっては、申請先（市役所建築審査課又は民間の指定確認検査機関）に相談する必要がある。

2. 変更許可

I-2-1	変更等の許可の適用除外について	
[疑義] 条例施行規則第7条第1項第1号にある、「表示した氏名、名称、店名若しくは商標並びに広告物の大きさ及び構造について同一性を失わない場合」とは、具体的にはどのようなことか。		

[考え方]

氏名、名称、店名若しくは商標については、氏名、名称などの主体に変更が無く、単なる改名や会社名の変更、商標のデザイン変更等であれば、同一性を失わないものに該当する。

I-2-2	地上広告物に追加で広告板を設置する場合について	
[疑義] 地上広告物に追加で広告板を設置する場合、許可申請はどのように行うこととなるか。		

[考え方]

追加部分のみについて申請を行う場合は変更許可申請、既存部分を含めた全体で申請を行う場合は新規許可申請と、2つの申請方法がある。

なお、許可申請手数料及び許可期間については、次のとおりとする。

(1) 変更許可申請手続きとする場合

追加する広告板の面積のみで手数料を算出する。この場合、許可期間の満了日は、当初の許可期間の満了日となる。

(2) 新規の許可申請手続きとする場合

既存部分を含めた全体の面積により手数料を算出する。この場合、新たに許可期間が設けられる。

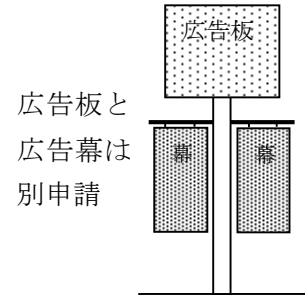
3. 手数料

I-3-1	異なる種別の広告物が表示される地上広告物の取扱いについて	
<p>[疑義]</p> <p>地上広告物に異なる種別の広告物等が表示・設置される申請について、面積及び手数料の算出はどのように取り扱うか。(広告板と広告幕の併設等)</p>		

[考え方]

許可期間が異なる種別の広告物等で、種別毎に区分可能な場合は、種別毎に申請手続きを行う。また、種別が異なる広告物等でも許可期間が同じで、同一の申請手続きが可能な場合の手数料は、区分ごとに面積を合計して算出した手数料の総計とする。

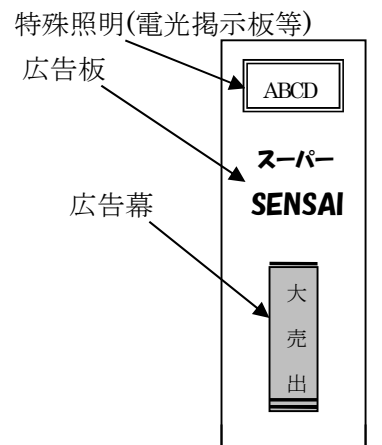
また、広告幕については、布状の部分の取付方法が堅固なものであれば、壁面広告物又は地上広告物として取り扱うものとする。



I-3-2	複数の種別の広告物が一体となった地上広告物について	
<p>[疑義]</p> <p>地上広告物に特殊照明、広告板、広告幕等、複数の種別の広告物等を表示・設置する申請がされた場合、手数料や許可期間はどのように取り扱うか。</p>		

[考え方]

地上広告物に、特殊照明や広告幕が取り付けられ、種別毎に区分することが出来ず、一体のものとして作られている場合は、全体を特殊照明付の1つの地上広告物として取扱い、全体で面積を算定し、手数料を算出する。許可期間は地上広告物として設けるものとする。



I-3-3	地上広告物の面積計算について	
-------	----------------	--

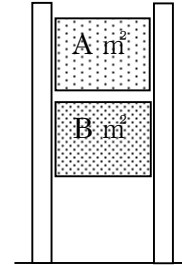
[疑義]
 地上広告物に同一種別で複数の広告物等が表示・設置される1つの申請について、面積及び手数料の算出はどのように取り扱うか。

[考え方]

手数料算出のための面積は、それぞれ広告物等の面積を個別に算出したものの合計面積とする。

なお面積の端数処理については、一体性のある広告物等毎に行う。

面積：(A+B) m²
 …手数料：X 円



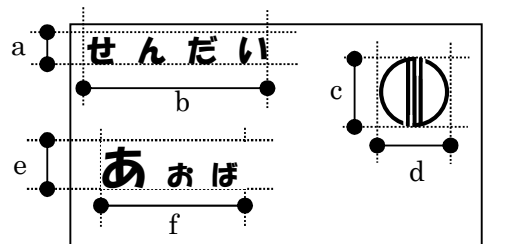
I-3-4	壁面の文字等について	
-------	------------	--

[疑義]
 壁面に複数の広告物が表示される申請について、面積及び手数料の算出はどのように取り扱うか。

[考え方]

切文字による広告物の場合、文字等（文章、フレーズ、絵なども同様）が、それぞれ一定の概念・イメージを伝達している範囲ごとに面積及び手数料を算出し、それぞれ算出したものの総計を許可申請手数料とする。

一定の概念・イメージを伝達している範囲とは、1つの単語等又は意味を成す上で不可分の関係にある2以上の単語等からなるフレーズをいう。また、当該範囲の中で文字の大きさが異なる場合は、一番大きい文字の大きさを基に面積を算定する。



面積：a × b m² …X 円
 c × d m² …Y 円
 e × f m² …Z 円
 手数料：X+Y+Z 円

4. 適用除外

I-4-1	「〇〇建設予定地」の表示について	
-------	------------------	--

[疑義]
 空き地に設置する「〇〇建設予定地」の表示は、条例第11条第2項第2号にある、「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等」（以下「管理用広告物」という。）に該当するか。

[考え方]

空き地に設置する、建設予定の建物の用途を説明する表示及び当該土地の管理者の氏名、連絡先電話番号の表示は、管理用広告物に該当する。

なお、建物名称や営業内容などを併記している場合は、管理用広告物には該当しない。

I-4-2	駐車場に関する表示について	
[疑義]		
駐車場の「一時停止」や矢印のみの表示は、管理用広告物に該当するか。		

[考え方]

駐車場の「一時停止」や進行方向を示す矢印のみの表示、道路に向けた「出口専用」の表示など、敷地内の安全性及び敷地周囲の交通安全の確保のために必要な表示は、管理用広告物に該当する。

I-4-3	ピクトグラムについて	
[疑義]		
トイレのマークやバリアフリーに関するマークなどのピクトグラムは、管理用広告物に該当するか。		

[考え方]

トイレのマークやバリアフリーに関するマークの表示は管理用広告物に該当する。

なお、当該広告物が示す施設等を管理する店舗等を識別するために、店舗等の名称を併記する場合は、必要最小限の表示面積とすることで、併せて管理用広告物とみなすことができる。

I-4-4	工事現場の仮囲いに表示される広告物の取扱いについて	
[疑義]		
規則別表第2における条例第11条第2項第9号の区分において、表示又は設置の方法等として「営利を目的とするものではないこと」と規定されているが、「営利を目的とするもの」とはどのようなものをいうか。		

[考え方]

当該工事完了後の施設の営業内容などを含む表示が該当する。

なお、当該工事を施工する建設業者の名称や工程の説明など、工事の概要を示すための必要最小限の表示については、「営利を目的とするもの」とはみなさない。

I-4-5	案内図板の取扱いについて	
[疑義]		
条例第11条第2項第7号における「案内図板」とは、どのようなものを指すか。		

[考え方]

案内図板は、「ある程度の規模の地域や区域内」を案内するため表示又は設置するものであり、表示内容としては地図が入ったものが該当する。

なお、地図等が表示されていても、示している地域や区域内の特定の施設へ誘導する内容となっている場合は案内図板とはみなさない。

案内図板に該当する例：○丁目案内図、□□団地案内図、観光地案内図 など

I-4-6	ガソリンスタンドの「セルフ」等の表示について	
[疑義]		
ガソリンスタンドの表示内容のうち、法令等で設置が義務付けられた「セルフ」などの表示については適用除外として取り扱えるか。		

[考え方]

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）において「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること」と規定されているので、条例第11条第1項第1号「法令の規定により表示し、又は設置する広告物等」により、最低限必要な表示について適用除外とする。

また、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成10年3月13日消防危第25号消防庁危険物規制課長通知）において「一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること」と規定されているので、セルフの時間帯を一部の時間帯等に限っている場合、時間帯等の表示については、条例第11条第1項第1号により、適用除外とする。

なお、「24H」等の表示については、セルフの時間帯を一部の時間帯等に限っていないため、適用除外とはならない。

5. その他

I-5-1	広告物が表示されていない看板の取扱い	
[疑義]		
許可を受けた広告板の全面を白色等にして表示の無い状態とする場合、除却届は必要か。		

[考え方]

表示を消去しても、屋外広告物を掲出する目的で板面が存続する場合は、引き続き許可を要する状態にあるため、除却届は受け付けられず、許可期間の満了の際は継続許可申請を行う必要がある。また、新たに屋外広告物を掲出する際には、変更又は新規の許可申請が必要となる。

I-5-2	「広告募集」の看板について	
[疑義]		
看板に「広告募集」等の表示を行う場合、どのように扱うのか。		

[考え方]

「広告募集」等の表示も屋外広告物であるため、表示を行う前に許可申請が必要である。

I-5-3	ガソリンスタンドのキャノピーの下に位置する広告物について	
[疑義] ガソリンスタンドのキャノピーの下で広告物を表示する場合、許可申請は必要か。		

[考え方]

ガソリンスタンドのキャノピーの下に位置する広告物は、ガソリンスタンドの利用者のみが視認可能であるものなどを除き、原則として屋外広告物に該当し、許可申請が必要である。

I-5-4	絵、写真などの取扱いについて	
[疑義] 建物の外壁に表示する絵、写真などは屋外広告物に該当するのか。		

[考え方]

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、その表示内容が営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても屋外広告物に該当する。

絵、写真などの表示はその表示内容にかかわらず一定の観念、イメージを伝達するものとして公衆に表示されていると認められ屋外広告物に該当することになる。

II. 許可基準について

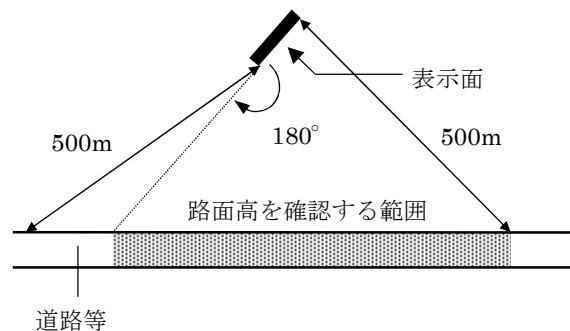
1. 禁止地域

II-1-1	「道路等から展望することができる地域」の規制における路面高について	
[疑義] 条例第4条第10号の「道路等から展望することができる地域」の告示において、「市街化区域にあつては、当該区域の範囲のうち路面高以上の部分に限る」と規定されているが、「路面高」とは具体的にはどの位置の路面高をいうか。		

[考え方]

路面高は広告物等毎に判断することとし、広告物等から半径500m以内の道路等（当該広告物等の表示面と180度を超える角度をなす方向にある部分を除く）の路面高のうち、最も低いものとする。

なお、路面高は原則として標高によるものとする。



II-1-2	「道路等から展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて	
<p>[疑義]</p> <p>条例第4条第10号の「道路等から展望することができる地域」の規制対象となる範囲にあるものの、建物等による遮蔽や、道路等に対し背を向けた角度となること等により、実際には道路等から視認できないこととなる広告物等については、どのような扱いとなるか。</p>		

[考え方]

「道路等から展望することができる地域」において、「視認できない広告物等」に該当する場合は、当該広告物等は道路等から展望できないものとみなし、許可地域に存在するものとして取扱う。

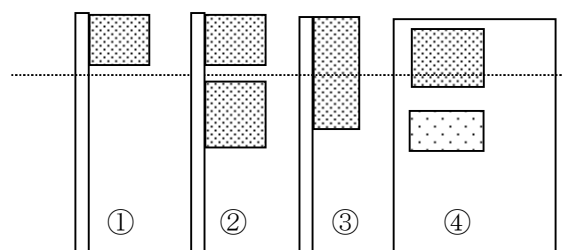
取扱いの詳細については、平成30年1月29日付「仙台市屋外広告物条例第4条第10号に規定する「道路等から展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて」による。

II-1-3	禁止地域における自家用広告物の適用除外について	
<p>[疑義]</p> <p>条例第4条第10号の規定により指定された地域のうち、市街化区域において展望元となる道路等の路面高以上にかかる自家用広告物について、適用除外の基準となる広告物の大きさ等はどのように考えるか。</p>		

[考え方]

広告物等の一部又は全部が条例第4条各号のいずれかの地域内にある場合、その広告物等全体に同地域の制限が適用される。

地上広告物であれば屋外広告物を掲出する物件の面積の合計を①、②、③、壁面広告物であれば当該壁面広告物の全面積を④算定し、適用除外の基準を満たした場合のみ表示（設置）することが出来る。



- : 禁止地域の制限が適用される部分
- : 禁止地域の制限は適用されない部分

II-1-4	高速道路から展望することができる地域について	
<p>[疑義]</p> <p>条例第4条第10号の規定により指定された地域には、高速道路の休憩所や給油所から展望することができる地域も含まれるか。また、高速道路の路面高はどのように判断するか。</p>		

[考え方]

条例第4条第10号の規定により指定された地域のうち、高速道路から展望することができる地域については、休憩所や給油所、インターチェンジ、入口・出口ランプ、加速・減速車線及びジャンクションを除く本線から展望することができる地域とする。

また、路面高については、都市計画図(1/2500)等により標高を確認する。

II-1-5	禁止地域における「売地、売家」看板の設置について	
--------	--------------------------	--

[疑義]
 禁止地域（第一種低層住居専用地域等）において、空地、空家に「売地又は売家・連絡先会社名・電話番号」の1㎡程度の看板を設置することが出来るか。

[考え方]

売地又は売家・連絡先会社名・電話番号の表示は、管理用広告物に該当するものであり、適用除外の基準を満たした場合のみ表示（設置）することが出来る。

ただし、これら以外に会社の営業内容なども表示する場合は、管理用広告物には該当しないため、表示（設置）は出来ない。

2. 表示面積

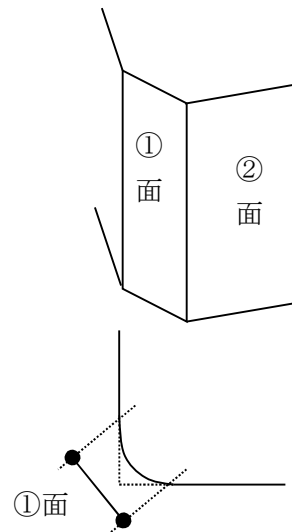
II-2-1	同一壁面の範囲について	
--------	-------------	--

[疑義]
 交差点等において角を隅切している壁、曲面の壁である場合、どこまでを一つの壁面とするか。

[考え方]

道路等の隅切り形状にあわせて配置している建物の壁は単独の面として取り扱う。

その壁が曲面の場合も同様に扱うものとし、曲面の始点から終点までを単独面とし、その直行方向からの投影面積で捉えるものとする。



II-2-2	駐車施設の壁面面積の取扱いについて	
--------	-------------------	--

[疑義]
 自走式立体駐車場で、開放型（ガラス等遮蔽物の無い、常時開放の開口部を有する）の場合の壁面面積はどのように算定するか。

[考え方]

通常の開口部（窓面）と同様に考え、開放部分も含めて全体を壁面面積とする。

II-2-3	ガソリンスタンドのキャノピーに表示するガソリンのブランド名や会社名の取扱いについて	
--------	---	--

[疑義]

ガソリンスタンドのキャノピー側面に、ガソリンのブランド名や会社名を表示する場合、どのように基準が適用されるか。

[考え方]

壁面広告物として扱い、壁面面積はキャノピー側面部分の面積とする。また、面積の基準が適用されるのは、文字及びロゴマークなどが表示される部分のみとする。

なお、ガソリンスタンドが退去し、キャノピーが他の業種に転用される場合も、同様の扱いとする。

II-2-4	表示が行われない広告板を設置する地上広告物の取扱いについて	
--------	-------------------------------	--

[疑義]

表示が行われる広告板と行われない広告板の両方が設置される地上広告物を設置する場合、許可基準や手数料の取扱いはどのようになるか。

[考え方]

屋外広告物を掲出する目的の物件を設置しようとする場合は、表示の有無に関わらず、あらかじめ許可を受ける必要があるため、表示が行われない広告板も含めて許可基準を満たす必要があり、当該広告板の面積も含めて手数料を算定する。

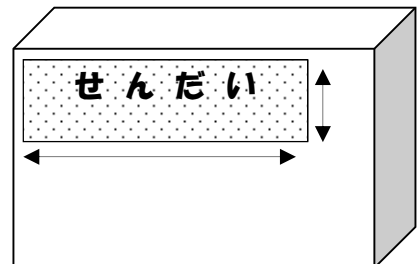
II-2-5	壁面と広告物等の区別について	
--------	----------------	--

[疑義]

建物の壁面に、会社名等と一体に表示される外枠部分がある場合、面積はどの部分をとらえたら良いか。

[考え方]

広告板に文字などを表示する場合、または、文字などと一体的に、外枠がシート若しくは塗装等により壁面と異なる色で表示される場合は、広告板全体またはシート等による外枠を含めたものを広告物等として取り扱い、面積は広告板全体または外枠を含め計算する。

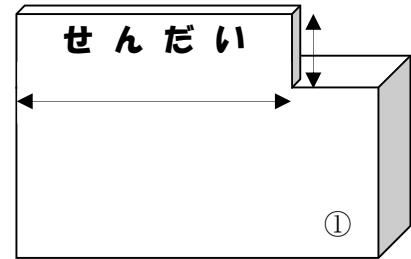


II-2-6	屋上広告物と壁面広告物の区別について	
--------	--------------------	--

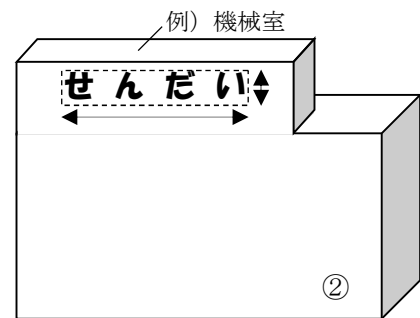
[疑義]
 屋上部分で表示される屋外広告物の区分及び面積算定は、どのように考えたら良いか。

[考え方]

壁面等と同一構造であっても、広告の表示を目的に設置されたものは屋上広告物とし、面積はその部分全体で算出する (①)。



一方、機械室やパラペット等、明らかに建物の一部と考えられるのであれば、壁面広告物とし、面積は文字部分のみにより算定する (②)。

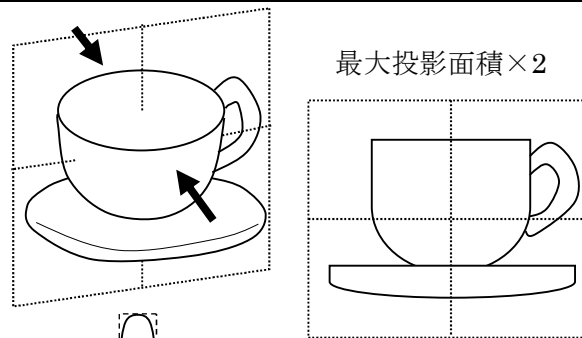


II-2-7	立体的な広告物について	
--------	-------------	--

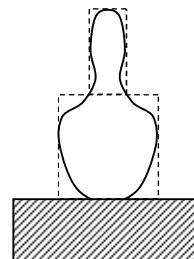
[疑義]
 ボウリングのピンやコーヒーカップ等の形状の広告物の場合、どのように面積算定をすべきか。

[考え方]

表示方向が 360 度である立体的な広告物については、最大投影面積の 2 倍を当該広告物の面積とする。



また、曲線等により面積算定が難しい場合は、立体の外側を囲む簡略化した図形にモデル化し近似値を用いる。



Ⅱ－２－８	禁止地域と許可地域にまたがる建物の壁面広告物について	
[疑義]		
禁止地域と第２種許可地域にまたがる形で建物が建っている。第２種許可地域内の壁面のみに広告物を掲出する場合、壁面面積はどのように算定するか。		

[考え方]

禁止地域と第２種許可地域にまたがる壁面の第２種許可地域に属する部分のみに広告物を掲出する場合、当該広告物の大きさの基準に係る壁面の面積は、第２種許可地域に属する部分のみの面積を算出するものとする。

なお、広告物自体が禁止地域と許可地域にまたがる場合は、その広告物全体に禁止地域の制限が適用される（表示又は設置可能な面積の算出の仕方はⅡ－１－３による）。

3. その他

Ⅱ－３－１	交差点付近の広告物について	
[疑義]		
交差点付近で表示する広告物については、どのような確認をすればよいのか。		

[考え方]

条例第６条第５号に規定される「信号機、道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるおそれのあるもの」でないことを確認するため、申請者は所轄の警察と協議を行い、図面等に「〇〇警察署と協議済」である旨を明示する。

Ⅱ－３－２	第１種許可地域に設置できる案内誘導を目的とする広告物等について	
[疑義]		
第１種許可地域内に設置できる案内誘導を目的とする広告物等において、表示できる内容はどこまでか。		

[考え方]

第１種許可地域内に設置できる案内誘導を目的とする広告物等は、案内誘導先の施設の名称、営業時間、施設までの方向、距離、地図等が記載されたものであり、これらと併せて表示できる内容としては、案内誘導のために必要な施設の外観写真等や施設の位置を問い合わせる際に必要となる電話番号、ホームページアドレス等の案内誘導の目的から逸脱しないものとする。

なお、この広告物等は誘導先である店舗等から５キロメートル以内に表示又は設置できるものである。

Ⅱ－３－３	建物の窓又は開口部をふさいで設置する広告物について	
<p>[疑義]</p> <p>規則別表第 1 において、壁面広告物の表示又は設置の方法等の基準として「建築物の窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置するものでないこと」と規定されているが、「建築物の窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置するもの」とはどのようなものをいうか。</p>		

[考え方]

建築物の窓又は開口部に表示し、又は設置することにより、建築基準法や消防法などの法令に抵触することとなる広告物をいう。